

**【新設】（特別勘定繰入限度超過額の区分計算）**

**66 の 13-3** 法人が同一事業年度において、措置法第 66 条の 13 第 1 項の規定の適用を受け、特定株式のいずれについても同項に規定する特別勘定（以下「特別勘定」という。）として経理した金額がある場合において、同項に規定する所得基準額を超えることにより損金の額に算入されない金額（以下「特別勘定繰入限度超過額」という。）があるときは、当該特別勘定繰入限度超過額がいずれの特定株式について生じたものとするかは、法人の計算によるものとする。

**【解説】**

- 1 本制度は、特定株式を取得し、その取得した日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合には、その特定株式の取得価額（1 件当たりの取得価額が 100 億円を超える場合には、100 億円）の 25%相当額以下の金額を特別勘定として経理した場合に適用を受けられるが、その経理した金額に相当する金額が所得基準額（一事業年度当たりの上限 125 億円）を超える場合には、その所得基準額が限度となる（措法 66 の 13①）。
- 2 そこで、法人が同一事業年度において複数の特定株式を取得し、そのいずれについても特別勘定として経理した金額がある場合において、特別勘定繰入限度超過額があるときに、複数の特別勘定に対して特別勘定繰入限度超過額をどのように割り振るべきかが問題となる。  
この点について、当該特別勘定繰入限度超過額がいずれの特定株式について生じたものとするかは、法令上も特に定められておらず、どのように配分するかについて有利不利は一概に言えないが、法人の選択に委ねたとしても課税上の弊害は少ないと考えられることから、本通達においては、いずれの特定株式について生じたものとするかは、法人の任意とすることを明らかにしている。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 98-3）を定めている。